



不妊治療を受けた方へ

先進医療費を助成します



助成額

上限 **3万円**

1回の治療につき、先進医療にかかった費用の10分の7を助成します

対象になる方

以下のいずれにも該当する方

1. 夫婦(事実婚も含む)の双方またはいずれか一方が、申請に係る1回の治療の初日から当該申請の日までの間、継続して市川市の住民基本台帳に登録されていること
2. 厚生労働省から先進医療を実施できると承認された医療機関において、生殖補助医療と併せて先進医療を受けていること
3. 当該治療分について、他自治体等が実施する類似の助成・給付を受けていないこと



“1回の治療”とは

医師が治療計画を作成した日から妊娠の確認(医師の判断によりやむを得ず治療を中止した場合を含む)までの一連の過程を指します。

助成回数および女性の治療開始年齢の条件

40歳未満 通算 **6** 回まで

40歳以上
43歳未満 通算 **3** 回まで
(※ 1子につき)

対象になる治療

以下のいずれにも該当する治療

1. 令和8年9月1日以降に開始した治療
2. それぞれの治療・技術の登録医療機関(厚生労働省から指定を受けている医療機関)で生殖補助医療(保険適用分)と併せて実施した先進医療

注)告知されている先進医療および登録医療機関については、右記「厚生労働省のホームページ」でご確認ください。

告示されている先進医療と登録医療機関について



事業の詳しい内容は市公式ホームページで

市川市 不妊助成



不妊治療費（先進医療）助成事業

市川市では、令和8年9月1日以降に開始した生殖補助医療と併用して行った先進医療について、先進医療費としてかかった費用の一部助成を行っています。

申請について

必要書類

書類名称	必須	備考
市川市不妊治療費(先進医療)受診等証明書	○	医師が作成する書類です。 作成には文書料がかかる場合がございます。 文書料は助成金の対象外です。
振込先口座が確認できるもの	○	申請者の口座に限ります。
事実婚関係に関する申立書		事実婚関係の方は提出が必要です。
戸籍謄本		夫婦別世帯、事実婚関係の方は提出が必要です。

※事実婚は、同一世帯で住民票の続柄夫(未届)、妻(未届)等の記載があることができる場合をいいます

申請期限

1回の治療が終了した日から起算して1年以内

助成額

上限3万円

※1回の治療につき、先進医療にかかった費用の10分の7を助成します

申請方法

オンライン申請。右記申請フォームよりお手続きください

申請の流れ

1. オンライン申請
2. 審査
3. 決定通知書の送付
4. 助成金口座振り込み

申請フォーム



問い合わせ先

〒272-8501 市川市八幡1丁目1番1号
市川市子ども家庭部 子ども家庭相談課

☎ 047-712-8554

